

# 鹿角市史デジタルアーカイブ構築業務委託仕様書

## 1 業務名

鹿角市史デジタルアーカイブ構築業務委託

## 2 履行場所

鹿角市内ほか

## 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

## 4 業務目的

鹿角市史及び資料編は、歴史叙述を記した出版物として、地域の歴史内容を知るうえで重要な書籍である。年表や資料等を含む市史情報のデジタルアーカイブ化を目指すことで、歴史資料の整理や保存を容易とするほか、横断検索や他機関とのデジタルアーカイブ連携により、幅広い公開と資料の発見性を高め、児童生徒を含む市民、研究者や学生など市外在住者などの利用により、本市（以下、「発注者」とする。）に対する関心や認知度向上かつ、効果的なプロモーションにつなげることを目的とする。

## 5 業務内容

### (1) 対象資料のデジタル化

次表に記載している既存の鹿角市史と資料編（年表、地図、写真等を含む）について、データ作成及びテキスト化を行い、デジタルアーカイブにより公開すること。

#### ① 対象資料

No.	資料名	備考
ア	鹿角市史 第1巻～第5巻	・ A5サイズ ・ 資料のページ数 第1巻 冒頭写真カラー 24頁 目次等 29頁 本文 624頁 正誤表 2頁

		第2巻上 冒頭写真カラー 16頁 目次等 18頁 本文 726頁 正誤表 2頁 第2巻下 冒頭写真カラー 16頁 目次等 21頁 本文 612頁 正誤表 1頁 第3巻上 冒頭写真カラー 32頁 目次等 27頁 本文 646頁 正誤表 1頁 第3巻下 冒頭写真カラー 24頁 目次等 28頁 本文 714頁 正誤表 2頁 第4巻 冒頭写真カラー 24頁 目次等 56頁 本文 878頁 正誤表 2頁 第5巻 冒頭写真カラー 4頁 目次等 8頁 本文 684頁 正誤表 1頁
イ	鹿角市史資料編 第1集～第34集	・A4サイズ ・資料（全34集） 約4,815頁 （正誤表含む）

- ② 対象資料のすべてについて、保存用と公開用の画像データを作成すること。  
 ※ 実施にあたっては、6 システム機能要件に留意し業務を実施すること。（以下（2）～（4）についても同様。）

## （2）公開用コンテンツ作成

- ① 公開画面を作成すること。トップ画面、資料一覧画面、操作説明画面、利用

規定画面、その他必要な画面を作成すること。

② (1) ①対象資料の公開用コンテンツを作成すること。

	内容
ア	・目次は文章のテキスト化、本文はビューアの作成を行い、目次の一覧画面と目録データを作成すること。 ・年表（出典を含む）の文章のテキスト化を行い、年表と出典の一覧画面を作成する。（第5巻）
イ	・目次は文章のテキスト化、本文はビューアの作成を行い、目次の一覧画面と目録データを作成すること。

(3) デジタルアーカイブシステムの構築及び公開

- ① データ搭載、検索機能、検索一覧画面、画像の閲覧及び管理機能、その他必要な機能を有するシステムを構築し、公開すること。
- ② 随時更新及びコンテンツの拡充に対応可能なものとし、将来的な拡張性を想定したシステムを構築すること。

(4) その他

- ① 鹿角市情報セキュリティポリシーに準拠すること。
- ② システム機能に関する資料及び、デジタルアーカイブ構築に関する将来的な拡張に関する資料を作成し、学識経験者等の協議会で説明、配布すること。
- ③ デジタルアーカイブ構築の目的を達成するために提案のあった業務を行うこと。

6 システム機能要件

(1) 市史及び資料編のデジタル化（5（1）①対象資料に同じ。）

① 共通事項

ア 原資料は発注者が提供するものとする。

イ 原資料に対して 300dpi 以上で撮影・スキャニングを行うこと。

ウ 発注者は、高品質な画像が得られていることを確認するため、撮影漏れ、文字の判読性、画像の色調・明るさ・コントラスト・階調性・向き・傾きについて画像検査を必要に応じて行うものとする。

② 保存用画像データの作成

ア 解像度 300dpi 以上で作成すること。

- イ ファイル形式は非圧縮 **TIFF** 形式にすること。
- ウ 階調は 24 ビットフルカラーにすること。
- エ 適切なカラープロファイルを作成し、**Adobe RGB** として埋め込むこと。
- オ 1ファイル1ページのシングルファイル形式にすること。
- カ ファイル名は発注者の指示に従うこと。
- キ 拡張子は「.tif」（半角小文字）にすること。

### ③ 公開用画像データの作成

- ア 保存用画像から **JPEG** 形式画像を作成すること。画像の大きさは、保存用画像と同じにすること。
- イ ファイル形式は **JPEG** 形式にすること。
- ウ 階調は 24 ビットフルカラーにすること。
- エ 適切なカラープロファイルを作成し、**sRGB** として埋め込むこと。
- オ ファイル名は発注者の指示に従うこと。
- カ 拡張子は「.jpg」（半角小文字）にすること。
- キ **JPEG** 形式画像の圧縮率は低圧縮率で高精細（例：Photoshop におけるレベル8程度）にすること。

## (2) デジタルアーカイブシステムの構築及び公開

### ① 公開用コンテンツの作成

#### ア ビューアの作成（対象資料5（1）①）

##### a 標準ビューア

- ・作成した保存用画像データの色調・明るさ・コントラストなどを調整した画像をインターネット上で配信可能な公開用画像の形式に変換すること。
- ・変換前の **TIFF** 画像サイズが **10GB** を超えるものでも簡単な操作でスムーズにスクロール、拡大・縮小などができるデータであること。
- ・一般的な回線速度でも十分に閲覧可能で、必要に応じて画像を低解像度から高解像度までの複数階層からなるタイル状のデータに分割し、必要なデータのみを配信する形式にすること。各タイル状のデータは、劣化が目立たない範囲で **JPEG** 圧縮すること。
- ・パソコンやタブレット端末上で動作するウェブブラウザを用いて閲覧できるデータであること。その際は、プラグインなどの特別なソフトウェアをインストールすることなく実行できるデータであること。

- ・ ページめくり、拡大、縮小、付箋機能を備えたインターフェースにすること。
- ・ マウスホイールの回転や画面上の拡大・縮小各ボタンのクリックにより、画像を滑らかに拡大・縮小できること。
- ・ タブレットによる表示の場合、ピンチイン、ピンチアウトの操作により同様に画像を滑らかに拡大・縮小できること。

#### イ 文章のテキスト化（対象資料5（1）①）

（1）②で作成した保存用画像データを元に、文字データをテキスト化すること。文字データ化の対象は、目次と年表とし次の仕様にすること。

- ・ 文字コード体系は Unicode (UTF-8) にすること。
- ・ 使用する漢字は Unicode CJK の範囲にすること。
- ・ 旧字や異体字は原本に合わせること。
- ・ 文字コードがない場合や入力できない場合、対応する新字などがある場合はそれを代替入力すること。
- ・ 上記範囲に存在しない外字やマークなどは「=」（ゲタ）とするが、その旨を別途明記すること。
- ・ 横書きで入力すること。
- ・ 改行については、原本の紙面上の改行部分は追い込みにする。
- ・ ルビは当該語の直後に括弧付きで入れること。（例）神輿渡御（みこしとぎょ）
- ・ 割注は、本文に続けて1行で入力すること。
- ・ 引用文等の不明字を表す□について、1文字不明の場合の□は□のまま、文字数が不明の場合の長い四角は「[ ]」にすること。
- ・ 踊り字の「々」「ゝ」「ゞ」「ゝ」「ゞ」はこれを使用し、「く」は /＼、「ぐ」は /＼ にすること。
- ・ 一字で表されている (1)、(一)、(株)、(有)、No.などは、(1)、(一)、(株)、(有)、No.などとし、キロ、パーセントなどは、キロメートル、パーセントなどとする。
- ・ 傍点「ヽヽヽ」「・・・」などは使用しないこと。
- ・ 文字が枠で囲まれている場合、枠は無視すること。○や□で囲まれた記号化された文字は、○や□のない字にすること。
- ・ 本文中の算用数字とアルファベットは半角表記にすること。

- ・上記で作成した文字データを印刷し、原本と照合して校正作業を複数回行うこと。一連の作業により精度 99.95%を確保すること。

#### ウ 目次の作成（対象資料5（1）①）

- ・イでテキスト化したデータを基に、目次の一覧画面を作成し、各見出しから（2）①アで作成したビューアへのリンクを設定すること。

#### エ 年表の作成（対象資料5（1）①）

- ・イでテキスト化したデータを基に、年表の種類・事項文・年号（和暦）・年号（西暦）ごとにデータを作成すること。
- ・複数年表からの選択表示ができること。

#### オ 一覧画面の作成（対象資料5（1）①）

- ・（2）①アで作成したビューアを基に、自動生成される一覧画面に対して、目録とビューアの紐づけを行うこと。

#### カ 目録データの作成（対象資料5（1）①）

- ・目録データの基になる情報は発注者が受注者に提供し、その情報をデジタルアーカイブシステムの目録項目に適切にマッピングすること。
- ・発注者が受注者に提供した情報を加工し、デジタルアーカイブシステム用の目録データを作成すること。

### ② 公開画面の作成

#### ア 共通事項

- ・発注者が提供した素材データ及び作成したデータを使用し、各画面を作成すること。
- ・公開画面のデザインは、発注者と協議して作成すること。

#### イ トップ画面

- ・構築するデジタルアーカイブの概要等を表示すること。
- ・各公開画面へのリンクを設定すること。
- ・各資料への適切なアクセスが可能となるカテゴリを用意すること。
- ・搭載件数を表示すること。

#### ウ 資料一覧画面

- ・資料のカテゴリ毎に作成すること。
- ・資料毎にサムネイル画像を表示し、目録データ、閲覧用データにリンクが設定されること。
- ・リスト表示などの切り替えが可能であること。

#### エ その他

- ・操作説明用画面、利用規定画面を作成すること。
- ・必要な画面は、発注者と協議のうえ作成すること。

### ③ システムの構築及び公開

#### ア システム全般

- ・クラウド型プラットフォームシステムで公開すること。
- ・国が推進するプラットフォームや検索機能等の取り組みとの連携及び、他機関との横断検索が可能であること。
- ・メタデータの登録・更新を可能にすること。
- ・一般公開システムは24時間稼働にすること。ただし、あらかじめ定められたメンテナンス期間を除くものとする。
- ・システムの運用管理については、発注者の負担とならないこと。
- ・システム導入後に基本的な OS やブラウザ等のバージョンアップがあった場合は、常に最新状態で稼働できるよう対応すること。
- ・デジタルデータのバックアップ対策をとること。

#### イ データの搭載

- ・作成したデータをデジタルアーカイブシステムに搭載するため、各種関連するデータベースを構築すること。
- ・公開前に発注者のみが閲覧できる環境を用意し、各々資料ごとの公開可否を確認できること。また、修正や削除が可能であること。

#### ウ 検索機能

- ・目録データで設定した項目に対して、フルテキスト検索を可能にすること。また、検索結果を一覧で表示し、詳細目録が表示できるようにすること。

- ・解説等のテキストデータすべてに対して、フルテキスト検索を可能にすること。また、検索結果の一覧表を作成し、該当画面を表示できるようにすること。
- ・他機関を含む搭載データのすべてを対象とする横断検索が可能であること。また、検索結果は機関名・資料名・見出しを含む一覧表を作成し、該当頁を表示できること。
- ・詳細検索及び、検索対象（目録、テキスト、年表、キーワード、その他（トップページ等））を選択した検索が可能であること。
- ・「AND」「OR」「NOT」検索が可能であること。また、検索項目を「タイトル」「人物・団体」「地域・場所」「番号」「主題・内容」「その他」から選択できるようにすること。

## エ 検索一覧画面

- ・検索結果一覧の画面には、資料毎にサムネイル画像を表示し、目録データ、閲覧用データにリンクが設定されていること。
- ・1ページに表示する検索結果の件数（10件、20件、50件、100件）を選択できること。
- ・検索結果一覧の画面では、リスト表示などの切り替えが可能であること。
- ・検索結果の並べ替えが「目録タイトル」「目録ID」「製作年」「カテゴリー」「資料種類」「作成者」の項目から選択を可能にすること。全項目において昇順と降順の並べ替えが可能であること。
- ・ファセット検索画面が表示可能であること。詳細な条件（コンテンツ、資料グループ名、カテゴリー区分、権利関係・利用条件、言語、階層レベル、静止画コンテンツの有無など）の表示により、さらに検索結果の絞り込みが可能であること。

## オ 画像の閲覧機能

### a 拡大・縮小

- ・ユーザーが、ストレスを感じることなく画像を高速に拡大・縮小できること。
- ・原資料の幅・高さが数メートルにわたるような大きなサイズの画像であっても、細部にわたって高速かつ鮮明に表示できること。
- ・マウスホイールの回転や画面上の拡大・縮小各ボタンクリックにより、画

像を滑らかに拡大及び、縮小できるようにすること。

- ・タブレットによる表示の場合、ピンチイン、ピンチアウト等の操作により同様に画像を滑らかに拡大・縮小できるようにすること。
- ・拡大率の上限値、縮小率の下限値は、表示する画像によって個別に設定できるようにすること。
- ・回転機能と併用時、初期表示状態の画像に対してだけでなく、回転操作後の画像に対しても拡大・縮小操作ができること。

#### b 回転

- ・表示画像を左右各方向に 90 度ずつ回転可能であること。
- ・重ね、並べ機能と併用時、一方の画像に対して実行した回転操作を他方の画像に対しても連動して回転操作できること。

#### c 移動

- ・画像をドラッグすることで任意の位置に画像を移動し表示できること。
- ・重ね、並べ機能との併用時、一方の画像に対して移動操作することにより、他方の画像に対しても同じ移動操作を連動できること。
- ・初期表示状態の画像に対してだけでなく、回転操作後の画像に対しても移動操作ができること。

#### d 記憶（付箋機能）

- ・画面の表示状態（位置、拡大・縮小率、回転角等の情報）を記憶し、再現できること。

#### e ページ操作

- ・冊子体文書等、複数画像で構成される資料を表示する場合、画面左端に各画像の縮小画像（サムネイル）を表示できると。また、クリックすると該当画像を表示できること。
- ・現在表示されている画像番号を表示できること。画像番号選択により、該当画像を表示できること。

#### f 全画面表示

- ・フルスクリーン表示できること。

#### g データダウンロードの制御

- ・右クリックなどの操作を禁止すること。

### カ 管理機能

- ・目録データ、閲覧用データの登録者の ID 管理が可能なこと。

- ・登録者の ID はログイン ID、パスワードの管理が可能なこと。
- ・操作ログとして登録者の ID、処理内容、更新日時のログを管理すること。
- ・サイトへのアクセス件数を管理できること。

## 7 成果品

(1) 受注者は、次表に記載している成果品を、履行期間内に提出すること。原則として、デジタルアーカイブシステムへの搭載・公開をもって納品とみなすものとする。撮影・デジタル化した画像データ及び、テキストデータについては、成果品として外付け HDD に格納し、納品すること。納品データの作成は、発注者が指定するファイルネームを付与すること。また、納品メディアに格納する際のフォルダ構造等についても同様とする。

No.	成果品の種類	数量
ア	鹿角市史 第1巻～第5巻 ・保存用画像 (TIFF 形式) ・公開用画像 (JPEG 形式)	1 式
イ	鹿角市史資料編 第1集～第3 4集 ・保存用画像 (TIFF 形式) ・公開用画像 (JPEG 形式)	1 式

(2) 公開に伴い、維持管理費等の運用費用が発生する場合は、令和8年3月31日までの経費を受注者の負担とする。

## 8 権利の取扱い

本業務による制作物の所有権及び、著作権その他の権利が生じたときは発注者に帰属することを基本とし、その他必要に応じて発注者と受注者が協議の上決定するものとする。

## 9 業務実施体制等

- ・本業務の実施にあたっては、管理責任者を置くとともに、各業務項目に適切な要員を配置し、統括的かつ合理的に行える体制をとるものとする。
- ・委託期間中、工程に応じて担当者が必要な打合せを行う体制を構築すること。
- ・システム導入時は、必要なマニュアルを納品するとともに発注者及び、その他関係者に対して研修等を行うこと。

## 10 その他

本仕様書に記載のない事項、または、疑義が生じた事項については、その都度発注者と受注者が協議の上決定するものとする。

1 1 本件に関する問い合わせ先

〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田 4 - 1

秋田県鹿角市教育委員会 生涯学習課 文化財振興班

TEL : 0186-30-0686 / FAX : 0186-30-1140

E-mail : [bunkazai@city.kazuno.lg.jp](mailto:bunkazai@city.kazuno.lg.jp)